

国技建管第23号
令和3年3月24日

各地方整備局企画部 総括技術検査官 殿
工事品質調整官 殿
北海道開発局事業振興部工事管理課 工事評価管理官 殿

大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長

施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）
の改定について

施工者と契約した第三者による品質証明の試行については、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について」（令和3年3月 日付け、国地契第46号、国官技第316号、国北予第63号）を通知しているところであるが、別紙のとおり「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」を改定したので通知する。

なお、本通知は、令和3年4月1日以降に適用する。